

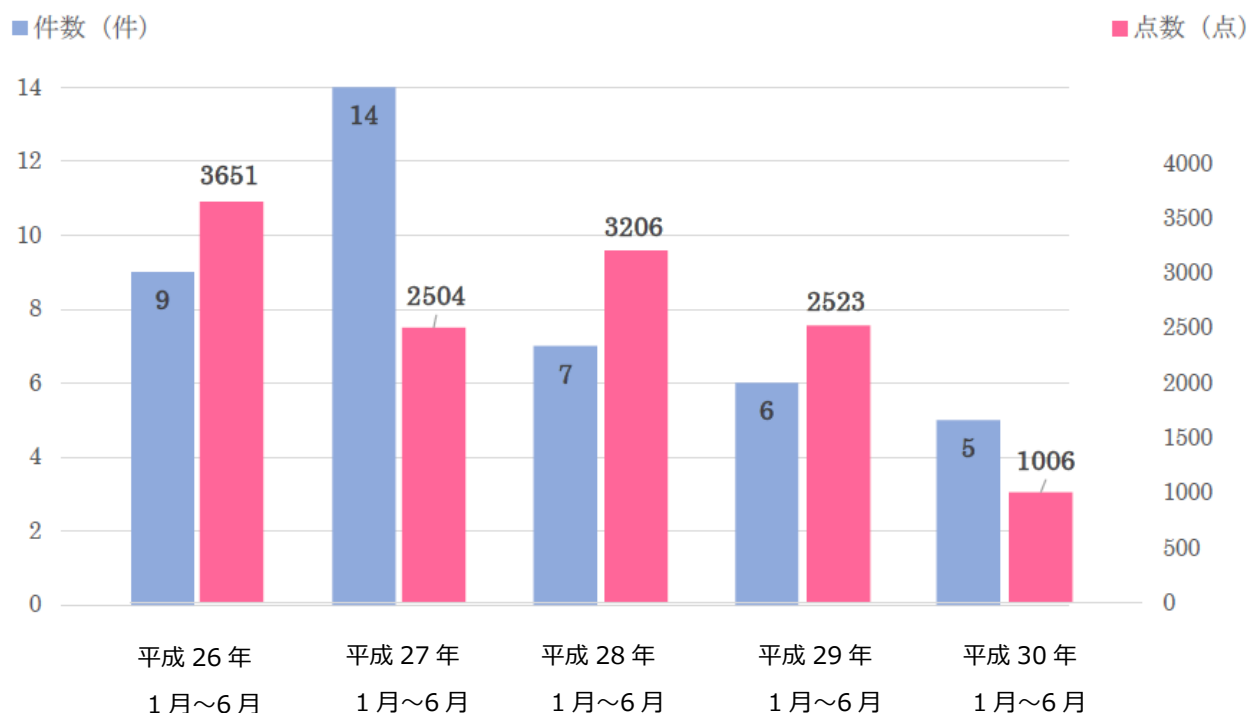
～ 神戸税関における知的財産侵害物品の差止状況 ～ 【平成30年1月から6月】

神戸税関は、平成30年1月から6月までの偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせいたします。

平成30年1月から6月までの間に、神戸税関で差止めた知的財産侵害物品は、5件（前年同期は6件）、1,006点（前年同期は2,523点）でした。

税関では、国民生活の安全・安心及び健全な経済の発展のため、今後も知的財産侵害物品を厳しく取り締まってまいります。

1. 神戸税関における知的財産侵害物品の輸入差止実績（平成26年～30年）



(注) 「差止件数」及び「差止点数」は、神戸税関が差止めた知的財産侵害物品に係る一般貨物の件数及び点数をそれぞれ計上したものです。

(参考) 平成30年1月から6月における輸出差止件数は1件でした。

2. 知的財産侵害物品の取締りの概要

知的財産侵害物品は、関税法第 69 条の 2 及び第 69 条の 11 により輸出入してはならない貨物と定められており、税関で取締りを行っています。また、国内に持ち込もうとした場合には関税法第 109 条等にて処罰されることがあります。

取締りの対象となるのは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品、及び不正競争防止法違反物品です。（輸出は、回路配置利用権を除く。）

3. 平成 30 年 1 月から 6 月における差止めの状況

（1）仕出国（地域）別

仕出国別では、昨年同期と同じく中国仕出しの貨物からの発見が最多となっており 3 件、ベトナム、タイ仕出しの貨物からの発見がそれぞれ 1 件ありました。

（2）権利別

権利別では、商標権を侵害するものと著作権を侵害するものがそれぞれ 3 件となっております。

（3）品目別

品目別の件数では、衣類 2 件のほか、帽子類、バッグ類、靴類、布製品及び電気製品がそれぞれ 1 件、その他が 2 件でした。

また、品目別の点数では、衣類 765 点、帽子類 100 点、電気製品 100 点、靴類 7 点、バッグ類 2 点、布製品 1 点、その他が 31 点でした。

4. 差止品目について

実際に神戸税関で差止めた貨物の例を紹介します。

（1）商標権（衣類、帽子等）





(2) 著作権 (シール)



[全国版差止実績はコチラから](#)

【お問い合わせ先】
神戸税関総務部
税関広報広聴室
078-333-3028

税関知的財産啓発ポスター

「ニセモノなのは知っていた／後悔するなんて思わなかった」



税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。
知的財産侵害物品は、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性があります。

<http://www.customs.go.jp>

知的財産侵害物品

税関

税関サービスセンター



FAKE ZERO PROJECT

China Customs Japan Customs Korea Customs



税関
Japan Customs